**特別免許状にかかる教育職員検定基準**

大阪府教育委員会

特別免許状は、次の表の１から５までの全ての項目について、各項目の要件を満たし、かつ、教育職員免許法

第5条第1項各号（欠格条項）のいずれにも該当しない者に授与するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要件 |
| **１　教科に関する専門的な知識経験又は技能**  （免許法5条３項1号、  指針２-１-１） | **担当する教科に関する専門的な知識経験又は優秀な技能を有する者として、次のいずれかの実務・知識経験等を有すること。**   1. 学校教育法第1条に規定する学校又は在外教育施設等文部科学省が策定する指針に合致する教育施設において、教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上で一定の授業時間以上であること 2. 教科に関する専門分野に関する勤務経験等が概ね３年以上あること 3. 上記以外に、優れた知識経験等を有しかつ採用が困難な教科などその採用の必要性について、大阪府教育委員会が特に認めるもの |
| **２　社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見**  （免許法5条３項２号、  指針２-１-２） | **任命者又は雇用者による推薦の内容評価により、社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見が認められること。** |
| **３　任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認**  （免許法5条３項本文、  指針２-２、４-１，４-２） | **任命者又は雇用者による授与候補者の推薦において、授与候補者が配置される学校の教育が効果的に実施されることが認められること及び人選方法の公平性・透明性が確保されていること。その際、次の①、②及び③の観点により確認することができること。**  ① 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容  ② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性  ③ 特別免許状所有者の研修計画の立案及び学習指導要領等の共通理解のための体制 |
| **４　教員の職務を行うのに必要な健康状態**  （免許法６条１項） | **教員の職務を行うのに必要な健康状態であると認められること。** |
| **５　授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価**  （免許法5条４項、  指針２-３） | **学校教育に関し学識経験を有する者の意見の聴取により、授与候補者に対する特別免許状の授与についての意義が認められること。** |